

平成23年12月9日

## 定期郵便貯金についてのお知らせ

郵政民営化前（平成19年9月30日以前）にお預けいただいた**定期郵便貯金は**、全ての口座が**満期となっております**ので、お早めにお近くのゆうちょ銀行または郵便局の貯金窓口で払戻しのお手続きを行ってくださいますようお願いいたします。

特に、郵政民営化前、自動継続扱いとしていた定期郵便貯金が満期となっても、**民営化後は自動継続されていません**のでご注意ください。

注1 満期日経過後は、通常郵便貯金の利率を適用してお預かりしています。

注2 **満期日から長期間（20年間以上）払戻しのお手続きをされない場合は、お預かりしている郵便貯金を払い戻す権利が消滅（郵便貯金法第29条）し、引き出せなくなってしまう。**

満期となった郵便貯金は、お早めに払戻しのお手続きをお願いします。

### ○ 郵便貯金の払戻時にご持参いただくもの

次のものを、ゆうちょ銀行または郵便局の貯金窓口にご持参ください。

- ・ 払戻請求される貯金証書または通帳
- ・ お届け印
- ・ 名義人さまご本人であることが確認できる公的機関が発行した証明書類（ご住所、お名前、生年月日の入った運転免許証や健康保険証など）

※ 代理人の方がお手続きされる場合は、名義人さまの証明書類に加え、代理人の方の証明書類、名義人さまからの委任状が必要です。